

第37回 糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月10日(木) 午後1時30分から午後4時30分

2. 開催場所 糸島市役所 1号会議室

3. 出席委員(18人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	西原芳幸
副会長	3番	平野利延
委員	4番	中原誠也
	5番	中園秀輝
	6番	丸山文子
	7番	藤嶋政秀
	8番	成吉隆義
	10番	増田耕一郎
	11番	磯部絹代
	12番	宗孝幸
	13番	三坂勝弥
	14番	松尾幸子
	15番	奥功
	16番	東司時隆
	17番	田中正一
	18番	原田正成
	19番	井上孝治

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

議事

議案第317号 非農地証明願について

議案第318号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第319号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第320号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第321号 農地改良届出について

議案第322号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)

議案第323号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

議案第324号 糸島市住宅に付属する農地指定申請について

6. その他

- 1) 農地移動適性化あっせん取下げについて（報告）
- 2) 糸島市農業経営改善計画認定者一覧表（2月認定分）
- 3) 今後の予定について
- 4) その他

7. 農業委員会事務局職員

事	務	局	長	黒	岩	智	樹
農	地	係	長	前	村	永	久
主			事	芝	崎		僚
主			事	赤	嶺	尚	人
主			事	沖	香	菜	子

事務局

西原職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。

職務代理者

皆さん、こんにちは。

私と、あと5名の方が、今日が最後の総会ということになっておりますけど、こうやって拙い挨拶をずっと3年間したわけですが、この挨拶も最後になります。最後の2年間というのはコロナ、コロナということで、特に1期目の皆様におかれましては研修とかがほとんどできませんでしたし、総会あたりも人数制限というような中で大変な時期だったと思っております。

今後とも糸島市の農業委員会の発展のために、残られる方は頑張ってやっていってほしいと思います。

それでは、ただいまより第37回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、通常の総会の開催となっております。

本日は、全員出席です。

農業委員会憲章の唱和につきましては、コロナ対策のため省略いたします。

本日の出席は現在18名で委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、内野会長の議長挨拶をお願いいたします。また、引き続き議事録署名人の指名をお願いいたします。

議長

— 省 略 —

それでは、議事録署名人を指名いたします。奥功委員と東司時隆委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第317号「非農地証明願について」御審議をお願いいたします。

議長

それでは、受付番号順にいきたいと思います。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の6ページの地図をお願いします。現地調査説明資料

1 ページと 2 ページをお願いいたします。

現地はいずれも山林化しており、農地への復元が困難と見られるため、非農地相当であると意見がまとまりました。

以上、報告を終わります。

続きまして、受付番号 2 番をお願いいたします。

農業委員

受付番号 2 番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の 8 ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の 3 ページと 4 ページをお願いします。

申請のうち 3 筆については、平成 30 年 4 月総会で一度非農地認定された土地です。現地は鶏舎の跡地で、地盤がコンクリート敷きになっているため、農地への復元が困難であると認められ、非農地であるという意見でまとまりました。

残りの 1 筆については、砂利敷きの駐車場の形態となっていました。20 年以上経過しているのか不明であり、また、地元の自然公園駐車場の看板があったことから転用申請を案内するとの意見で取りまとめました。結果としては、非農地であるとは認められないということです。

以上、報告します。

議 長

続きまして、3 番をお願いします。

農業委員

受付番号 3 番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の 10 ページの地図をお願いいたします。それと現地調査説明資料の 5 ページと 6 ページをお願いいたします。

この農地は、昨年 7 月の総会で、一部は非農地化しているが、耕作可能な農地もあるということで、全体としては非農地であるとは認められないということで非認定相当ということになっておりました。

今回、非農地化していると認めた箇所を分筆されまして申請されております。現地は 20 年以上前から住宅敷地の一部と認められるということで、非農地であるという意見で取りまとめをいたしました。

以上、報告いたします。

議 長

それでは、受付番号 4 番をお願いします。

職務代理者

受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の12ページの地図をお願いいたします。現地調査資料の7ページと8ページもお願いいたします。

現地は小さな竹が密集して竹林化しており、農地への復元が困難な土地であると認められ、非農地であるという意見でまとまりました。以上です。

議 長

それでは、もう一方の区域をお願いします。

農業委員

引き続き4番の案件について報告いたします。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の12ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の7ページと8ページもお願いします。

現地はいずれも竹林化しており、農地への復元が困難な土地であると認められ、非農地であるという意見でまとまりました。

以上、報告します。

議 長

続きまして、受付番号5番をお願いします。

農業委員

受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の15ページの地図をお願いいたします。それと現地調査説明資料の9ページと10ページをお願いいたします。

現地は隣の住宅敷地の西側に隣接しました土地でありまして、農地へは住宅を通らないと進入できないという状況でありました。それで、現地調査の結果としましては、住宅と農地の所有者が同一の方ということであり、農地部分は耕作可能な状況がありましたので、非農地であるとは認められないということで意見を取りまとめいたしております。

以上、報告します。

議 長

それでは、6番を報告いたします。

受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の17ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の11ページと12ページをお願いいたします。

申請はすべてで4筆あり、そのうち2筆については山林化、竹林化している状況であり、農地への復元が困難であると認められるため非農地であるという意見でまとまりました。

残り2筆のうち1筆は、ほとんど9割程度が耕作可能な状態であり、逆にもう1筆はほとんど8割程度が竹林化していましたが、隣同士の土地で耕作可能な面積が1,600から1,700平米あり、一体利用も可能であるため非農地であるとは認められないという意見でまとまりました。

以上、報告を終わります。

続きまして、受付番号7番をお願いいたします。

農業委員

受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の20ページと21ページの地図をお願いします。それと現地調査説明資料の13ページと14ページをお願いします。

現地は住宅の敷地に取り込まれている部分と、その庭の一部のような状態でした。住宅はかなり古い建物で、昭和41年の建築であることが登記簿で確認でき、20年以上が経過しています。このような状況から非農地であるという意見でまとまりました。

以上、報告します。

議長

ただいま非農地証明願につきまして説明がありました。今回は4筆の非認定相当ということで出ております。

全部につきまして、何か質問、意見がありましたらお願いいたします。

農業委員

受付番号3番の件ですが、これ分筆して再申請ということですが、もとの、分筆する前は、どれとどれが1枚なんでしょうか。

事務局

こちら11ページに字図をつけておりますけど、もともここで言う申請地の南側の農地と今回の申請地が1筆だったんです。全部で7,500ぐらいあった面積から分筆して今回の面積になったというような状況です。

農業委員

分かりました。

議 長

ほかに何かありましたら。

なかったら採決に移ってよろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、まず非認定相当という案件で、2番の1筆と、5番、6番の2筆ですね。これにつきまして、非認定相当であるという方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

それでは、それ以外の非農地証明願につきまして、認定相当だという方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局

議案書の23ページをお願いいたします。

議案第318号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、3条申請につきまして、番号1番をお願いいたします。

農業委員

議案第318号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長

それでは、受付番号2番をお願いします。

職務代理者

受付番号 2 番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長

続きまして、受付番号 3 番をお願いします。

副会長

受付番号 3 番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長

続きまして、受付番号 4 番をお願いします。

農業委員

受付番号 4 番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長

続きまして、5 番をお願いします。

職務代理者

受付番号 5 番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長

それでは、受付番号 6 番をお願いいたします。

農業委員

受付番号 6 番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長

それでは、6 番につきましては面談を行っております。面談の報告をお願いいたします。

調査部会長

令和 4 年 3 月 3 日に第 2 調査部会で面談を行いましたので、報告します。

今回は、3 条申請の譲渡人の面談を行いました。先に申し上げますが、今回の面談は 3 条申請の審議には影響するものではありません。3 条申請自体の審議としては、譲受人の適性の部分で判断いただきますので、その辺をよろしくお願いいたします。

譲渡人は昨年 7 月の総会で、今回の申請地を 3 条許可により取得されています。また、昨年 9 月には当該地を新規就農者の方に利用権の賃貸借に

よる権利設定をされ、貸付けをされています。結果として、農地取得後耕作をしないまま譲渡する内容の申請でありましたので、農地取得の経緯や今後の営農計画の面談を行いました。

譲渡人の営農のメインは果樹で、梅やかんきつ類、またオリーブ栽培を行っております。本人は就農8年目で、希望の地区での営農地が見つからなかったこと、農業法人からオリーブ栽培の管理の作業委託を受けていることもあり、2年前から今回の農地の取得の相談を受けていたので取得を決心され、申請に至ったそうです。

譲渡については、希望の地区で7反ほどの営農地が確保できたことがあり、無償で譲渡したいとのことでした。

第2調査部会としましては、営農するために農地を取得することが大前提であり、安易に取得はできないということを伝えております。本人からは、法律的には強引な行為であり、申し訳ありませんということや、今後は地域から信頼を得られるような営農をやっていきますと聞き取りました。また、今後農地の取得や貸借の申請や申出があった場合は農業委員会の面談を行うことも伝え、本人も了承し、面談を終えております。

以上、報告します。

議 長

ありがとうございました。

それでは、番号7番をお願いします。

農業委員

受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長

それでは、受付番号8番をお願いいたします。

農業委員

受付番号8番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長

それでは、受付番号9番をお願いいたします。

農業委員

受付番号9番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長

ありがとうございます。

それでは、1番から9番まで報告がありました。

何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

農業委員

その6番でちょっと質問、説明がいろいろありましたけど、全然耕作せんまま贈与したということは、何かその友人か何か、どういう関係があるのか、ちょっと。

事務局

今回申請の譲渡人と譲受人の関係については、譲受人が就農をしたいということで譲渡人のほうに、弟子入りといいますか、作るのを教えるという形の関係ということでは聞いておりますので、経営を教えた方から土地を譲り受けるというような関係だろうと思います。以上です。

議長

ほかに何か。

(質問、意見なし)

議長

なかったら採決に移ります。

その前に、審査表の説明をお願いいたします。

事務局

3条許可申請につきましては、22ページに記載しております7つの審査項目のほうも一つの判断基準でございます。この7つの項目のうち一つでも「はい」という形になれば、審査上は非該当、許可できないということでございますけれども、今回9件ございますけれども、全て「いいえ」のほうに丸がついておりますので、書類上の判断につきましては許可相当であると言えるものでございます。以上です。

議長

それでは、採決に移ります。

第3条につきまして、許可相当と判断される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員ですね、ありがとうございます。

議長

それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の29ページをお願いいたします。

議案第319号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

御審議をお願いいたします。

議 長 それでは、今回は第2調査部会が調査しております。報告をお願いいたします。

調査部会長 議案第319号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」。
 受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

 それでは、議案書の30ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の15ページと16ページもお願いします。

 昨年12月1日に農用地から施設用地への農振の用途変更となっております。農地区分は農振農用地区域内の農地ではありますが、農振法で指定された用途に供する目的であるため、不許可の例外に該当し、問題はありません。

 第2調査部会としましては、申請人は農業者であり、都市計画法はクリアしますし、ほかの関係各課からは特に支障となる意見は出ていません。また、周辺農地への影響がないことから許可相当であると判断しています。

議 長 ただいま4条申請の説明がありました。
 これにつきまして、何か質問、意見ありましたらお願いします。ありませんか。

 (質問、意見なし)

議 長 なかったら採決に移ります。
 その前に審査表を。

事務局 農地法4条の許可申請につきましては、27ページに記載しております一般基準という部分と、今回29ページに記載しております立地基準によりまして御判断のほうになりますけれども、27ページの項目につきましては、該当するであるとか、必要最小限である、支障がないという部分でございますので、一般基準につきましてはクリアするものでございます。

 29ページの立地基準でございますが、こちら農振農用地区域内の農地ということでございますが、農振区分の用途を施設用地のほうに昨年変えておりますので、今回はこちらの農振の用途指定に基づいた転用計画でござ

ございますので、こちらのほうも例外規定に該当して問題がないということでございます。

以上、一般基準、立地基準につきましてはクリアするものでございます。以上でございます。

議 長

それでは、農地法第4条につきまして採決を行います。

番号1番につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

5条は結構多いので、ここでちょっと休憩の時間を取りたいと思います。35分から始めたいと思います。よろしくをお願いいたします。

(休 憩)

議 長

それでは、皆さんもう席に着いてありますようですので、始めたいと思います。

それでは、議事に入ります。

事務局

議案書の35ページをお願いいたします。

議案第320号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長

5条に関しましても第2調査部会がしております。報告をお願いいたします。

調査部会長

農地法第5条の規定による許可申請について。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の39ページです。別冊の現地調査説明資料の17ページと18ページもお願いします。

都市計画法の地域指定を行った区域内農地の転用となっています。今回、8戸の特定建設条件付売買予定地の転用計画です。農地区分は第2種

農地であり、ほかに転用の代替地がありませんので問題ありません。

第2調査部会としましては、都市計画法の開発許可が必要な案件で、関係各課との協議が調いますし、周辺農地への影響がない計画であることから許可相当であると判断しています。

続きまして、受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の48ページの地図をお願いします。併せて別冊の現地調査説明資料19ページと20ページをお願いします。

農地区分は第1種農地ですが、集落に接続して設置される住宅のため、不許可の例外に該当し、問題はありません。

第2調査部会としては、特に関係各課から支障となる意見も出ていませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

続きまして、受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の56ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の21ページと22ページもお願いします。

今回、7区画の宅地分譲の計画となっています。農地区分は第3種農地で問題ありません。

第2調査部会としましては、特に関係各課から支障となる意見も出ていませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当であると判断しています。

続きまして、受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の62ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の23ページと24ページもお願いします。

農地区分は第1種農地ですが、集落に接続して設置される業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当し、問題はありません。

第2調査部会としては、関係各課からは特に支障となる意見もありませんし、申請人の事業所からは距離はある気もしますが、転用の必要性を否定することの根拠が見いだせないことや、また周辺の農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

続きまして、受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の69ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の25ページと26ページもお願いします。

農地区分は農用地区域内の農地ですが、農地改良工事に伴う一時的な転用行為のため不許可の例外に該当し、問題はありません。

第2調査部会としては、申請地はかなりの湿地であり、改良自体は必要性を感じています。また、関係各課からは特に支障となる意見はありませんし、周辺の農地への影響がないことから許可相当と判断しています。ただ、西側の既存の排水路が土砂で埋まっている状況や、造成のための進入道路が狭いため、工事においての地元への説明を行うよう伝えていきます。あわせて作付計画に基づいた作物の作付は確実に行っていただくよう伝えていきます。

続きまして、受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の74ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の27ページと28ページもお願いします。

農地区分は第2種農地であり、ほかに転用の代替地がありませんので問題はあります。

第2調査部会としては、関係各課からは特に支障となる意見もありませんし、また周辺の農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

続きまして、受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の78ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の29ページと30ページもお願いします。

現地はかなり荒れた状態でした。農地区分は第2種農地であり、ほかに転用の代替地がありませんので問題はあります。

第2調査部会としては、都市計画法の開発許可が必要な案件であり、関係各課との協議は調いますし、周辺の農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

続きまして、受付番号8番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の86ページの地図をお願いします。また、別冊の現地調査説明資料の31ページと32ページもお願いいたします。

農地区分は第2種農地であり、ほかに転用の代替地はありませんので問題はありません。

第2調査部会としては、関係各課からは特に支障となる意見ありませんが、申請人が今回の申請地の北側の4筆を所有しており、申請地の隣の土地については利用はされていない状況でした。申請の理由から、転用の必要が認められないと判断し、継続審議という意見で取りまとめました。

続きまして、受付番号9番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の91ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の33ページと34ページもお願いします。

現地は既に着手してしましたので、始末書の提出があつています。農地区分は農用地区域内の農地ではありますが、農地改良工事に伴う一時的な転用行為のため、不許可の例外に該当し、問題はありません。

第2調査部会としては、関係各課からは特に支障となる意見ありませんし、周辺の農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

最後になります。受付番号10番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の95ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料35ページと36ページをお願いします。

農地区分は農用地区域内の農地ではありますが、農地改良工事に伴う一時的な転用行為のため、不許可の例外に該当し、問題はありません。

第2調査部会としては、関係各課から特に支障となる意見ありませんし、周辺の農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

以上、報告します。

議長

ありがとうございました。

今回5条の申請で1番から10番まで入っております。番号8番についてはちょっと、この駐車場の必要性があるのかどうかちょっと分からないということで継続審議という判断をなされております。

1番から10番につきまして、質問、意見ありましたらお願いいたします。

農業委員

1番の特定建築条件についてですが、どういうものか説明をお願いいた

します。

それから、10番の農地改良10センチの農地改良ですが、これは作付が水稻になっておりますが、農地改良の必要性についてお願いします。よろしくをお願いします。

議 長

事務局。

事務局

まず1番の分でございます。こちら特定建築条件付売買予定地という目的につきましては、令和元年度に新しく出てきました制度でございます。通常、今回も、3番でありますように宅地分譲という部分、こちらにつきましては、住宅を建てる区画を整理するという目的でしてある分です。こちらの分については地区計画を張られている区域や、都市計画法上用途地域とかを定めた区域については、宅地の区画の造成のみでも認められる行為なんですけれども、それ以外の区域については建売住宅という転用目的が一般的でございました。

こちら、建築条件付売買予定地という転用の名称ですけれども、宅地分譲するような区画に対して、一定期間、2年等で建築主からの住宅建築の注文が受けられるようになりました。ただ最終的には、この宅地の区画の中で買手がつかなかった場合は、申請人が責任を持って住宅建築しますよ、という条件が付される、というのが特定建築条件付売買予定地という内容でございます。通常は宅地分譲もしくは建て売り住宅というところが一般的な転用目的でございましたが、元年からこういう建築条件付売買予定地という分譲をしつつ、最終的には住宅建築を行うんだという目的が新設されています。

それと、番号10番でございますが、こちらは番号9番の案件と連動した内容でございます。9番と10番の借受人が同じ方でございます。9番の土地を利用するのに切土による農地改良を行いまして、その切土した部分を10番の土地に土を持ってくるということです。現地のほうにつきましては、こちら水稻作付の状況で、水も高さもそう変わるものではございませんので、今回9番と10番のセットの農地改良申請ということになっております。以上です。

議 長

ほかに何か質問、意見ありましたら。

農業委員

受付番号の4番ですね、ちょっとお尋ねしたいんですけど、35台程度駐車場を計画されておりますけど、それだけ使われるような駐車場の台数なのか、あとは申請地からの距離がかなり遠い、その考え方をちょっと整理願いたいとですけど。

事務局

申請人の所在地は御存じかと思うんですけども、申請人の施設から今回の申請地まで約500メートルぐらい距離があります。ただ、これは申請人のほうにも聞きますと、実際、現在の敷地の中ではボートを持っている客等が多くて、今満杯状態だということ、ほかにないかということでこの申請地にたどり着いたそうです。お客さんのほうには駐車場に車を止めて歩いてきてくれと、そういう分で運営していきますということで聞いております。調査部会のほうでも必要性はあるのではないかと考えておるといことで取りまとめでございます。御本人のほうに事務局のほうから間違いなく駐車場ですよということを確認していますが、駐車場として使いますという回答をいただいております。以上です。

議長

ほかに何か質問、意見ありましたら。

そして、5番につきましては、かなり進入路が狭いことや、横の水路がなくて、そこも業者のほうには言っておるはずなんですけれども、地元の委員さんもおられますので、地元と十分協議するようには言っております。

それから、ほかに何か質問、意見はありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議長

なかったら審査表の説明をお願いします。

事務局

農地法第5条の許可につきましては、27ページ、28ページに一般基準を載せておまして、その後、35ページから立地基準のほうを載せていって、一般基準、立地基準のほうで判断していくわけですが、今回、こちら8番の部分につきましてはちょっと継続だという意見が出ておる内容でございます。

今回の申請10件でございますと、基本資金力及び信用であるとか、転用行為の妨げとなる権利、申請に係る用途に遅滞なくということで項目が9項目ございます。こちら適当であるとか、見込みがあるとかというところで書類審査上、申請の8番だけが計画面積といいますか、計画の妥当性、必要性が感じられないのではないかという意見でございましたので、こちら8番の6の項目ですかね、計画の妥当性になりますが、こちらがちょっと適当ではないということになるかと思えます。ほか9件につきましては適当であるとか、農地改良行為であれば作付計画があるというところでございますので、一般基準につきましては8番を除いて一般基準はクリアするものでございます。

35ページに戻っていただきまして、1番でございますが、こちら立地基準につきましては広がりがない農地でございますので、第2種でありま

したとおり、代替地がない場合は立地基準はクリアするものでございます。

2番の分でございますが、こちらは第1種農地ということですが、集落がございますので、こちらに接続をして農地に住宅を建築するということが不許可の例外事項に該当してきておりますのでこちらもクリアするものと。

こちら3番につきましては、都市計画法の用途地域が設定されており、農地法上も用途地域に戻り、第3種で問題がないということですので、目的による一般基準については許可は相当だと言えるものでございます。

4番の分につきましては、こちら第1種農地ということではございますが、こちら道路沿いに住宅等がひっついてきております500メートル離れた施設でございますが、こちらは県のほうにも確認しましたが、集落接続による不許可の例外、業務上必要な施設というところでクリアするものでございますので、こちらも該当してくると。

5番につきましては、こちらは一時転用によりまして、最終的には農地に戻る行為のため不許可の例外に該当してクリアすると。

6番につきましては、こちらも一時転用で最終的には駐車場から上りますが、第2種農地という部分でございますので、こちらのほうも代替地がないということでクリアすると。

7番につきましては、こちらにつきましても第2種農地でございまして、代替地がない場合は立地基準を満たすというところで該当してきます。

8番につきましては、こちら立地基準上は該当するものでございますが、先ほど一般基準で適当であるかないかというところでは、まず適当かどうか判断できないという状況でございますので、立地基準上はクリアするものではございます。

9番につきましても、こちら一時転用ということで農振区域内の農地ではございますが、こちらもクリアするもの。

最後に10番につきましても、農振農用地内の農地ではありますが、一時的な転用行為ということで立地基準上クリアするものでございます。

以上、この申請の10件のうち9件ですかね、8番を除くものにつきましては書類上の判断では全て許可相当と言えるものではあるということでございます。以上でございます。

議 長

それでは、採決に移ります。

まず、番号8番の駐車場につきまして、既に所有の土地が全然使われないうまに今回の申請がなされているということで、この駐車場としての必要性があるのかというところを業者のほうにもう一度確かめたいというこ

とで継続審議としたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

それでは、8番を除きまして1番から10番までの9件につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の議案に移ります。

事務局

議案書の99ページをお願いいたします。

議案第321号「農地改良届出について」御審議をお願いいたします。

なお、審議の後、監督委員の指名もお願いいたします。

議 長

それでは、調査部会のほうより1件お願いします。

調査部会長

農地改良届出について。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の100ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の37ページと38ページもお願いします。

現地は過去の農地改良届出により苗床の箇所もありました。規模を拡大したいとのことです。

第2調査部会としては、関係各課から支障となる意見も出ておりませんし、また作物の作付に必要な改良行為であり、受理相当と判断しています。

以上、報告します。

議 長

ただいま農地改良届出について説明がありました。

何か質問、意見がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら採決に移ります。
この農地改良につきまして、受理相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。
それでは、監督委員をお願いします。

議 長

それでは、次の議案に移ります。

事務局

今回議案書につきましては議案第322号ということになりますが、担当の農業振興課のほうがお見えでございますので、先に、申し訳ございません、議案書の107ページのほうからいきたいと思いますが、よろしいですかね。

それでは、申し訳ありません、議案第323号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」の意見聴取でございます。担当の農業振興課のほうから来ておりますので、説明をお願いいたします。

議 長

それでは、農業振興課のほうより説明をお願いします。

農業振興課

議案第323号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」でございます。

この基本的な構想につきましては、農業基盤経営強化促進法という法律がございまして、この法律に基づきまして、福岡県がまず基本構想を定めることにより、それに基づきまして市町村が定めることとなっております。糸島市でも現在定めているところでございます。

今回、基本的な構想の変更に当たりましては、この法律、または施行規則に則しまして農業委員会の意見を聞くということとなっておりますので、今回提案をさせていただいたところでございます。

では、変更点につきまして、事前に配付しております1枚ものの資料、農業経営基盤の促進に関する修正事項についてというのを事前にちょっとお配りをさせていただいておりますので、お持ちでいらっしゃるかと思いますが、お持ちでない方は事務局で用意がございますので言っていただけ

ればと思いますが、よろしいですか。

では、修正事項、1枚ものに沿って説明を簡単にさせていただきたいと思えます。

まず、県の策定が昨年、今年度ですけれども、変更がございました。そこで県から修正が必要な点としまして指示があった事項につきまして、お手元の資料に書いているとおりでございます。

まず、営農類型、これは市町村として変更があれば見直してくださいと、また農地利用集積円滑化事業に関する記述、これは事業が廃止されたことに伴いまして、削除及び修正を行ってくださいということで、糸島市においては農地中間管理事業に置き換えをしているところでございます。また、併せて農地利用集積円滑化団体という記述がございましたが、これも農地中間管理機構ということで修正をさせていただいております。また、目標年につきましては令和10年度として変更をいたしております。

県の指示以外につきまして、農用地の集積率、農業生産法人に関する記述につきましては農地所有適格法人に変換、また青年就農給付金については事業が変わっておりますので、農業次世代人材投資資金に変換をしているところでございます。

その他といたしまして、市独自の基準でございました認定農業者の所得基準でございます。糸島市は1人当たり470万円、1経営体当たり530万と記述がございましたが、福岡県、また福岡市等の水準、また書き方に合わせまして、今回1経営体当たり530万程度というのを削除させていただいております。これによりまして所得目標を低く設定でき、認定農業者の認定を増やしていくということの効果もあると思えますし、先ほど言いました、県、福岡市の水準に合わせることで所得の統一が図れるということで修正をさせていただいております。

また、農林業センサスについては2020年最新が出ておりますので、その分を折り込んでいるところでございます。

そのほか、文言の修正、統一を図ったり、また平成26年から、これまで改正があった内容についても多々ございましたので、その辺について修正をさせていただいているところでございます。

簡単ではございますが、事前に目を通していただいていると思えますが、何か不明な点がありましたらよろしくお願ひいたします。以上でございます。

議長

ただいま農業振興課のほうより説明がありました。

何か質問、意見ありましたらお願ひいたします。

農業委員

農地所有適格法人があるやないですか、糸島は何法人ぐらいあるんですか。

事務局

すみません、農地所有適格法人につきましては、こちら農地系のほうも把握しております、今41法人でございます。結構志摩であるとか二丈につきましては、前原、結構各地区に点在はしております、農地を借りてやっている部分の法人の登録もあれば、所有している部分もある状況ではございますけど、41でございます。以上です。

議長

ほかに何か質問、意見。

(質問、意見なし)

議長

それでは、採決に移ります。

この原案構想に同意されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。

議長

次の議事に入ります。

事務局

議案書の104ページをお願いいたします。

議案第322号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)」御審議をお願いいたします。所有権の移転でございます。

それでは、内容につきまして事務局のほうで説明いたします。

まず、番号の1番でございます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

ページ変わりました、受付番号の3番でございます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

106ページになりまして、最後、番号5番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上、所有権移転につきまして5件上がっております。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

ただいま農地利用集積につきまして説明がありました。
何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に移ります。
原案の利用集積計画に同意されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の109ページをお願いいたします。
議案第324号「糸島市住宅に付属する農地指定申請について」御審議
をお願いいたします。

議 長

それでは、調査部会のほうより報告をお願いします。

調査部会長

議案第324号「糸島市住宅に付属する農地指定申請について」報告し
ます。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の110ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の39ページと40ページをお願いします。

申請地は、昨年9月総会で指定申請を否認しています。申請地一面にネギの作付があったことが理由でした。

第2調査部会としては、現地は不耕作で遊休農地となっていることや、申請地付近の方が農地利用することが適当であり、農地指定申請の取扱基準に合致しているため指定相当と判断しています。

以上、報告します。

議長

ただいま報告がありました。

何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、審査表の説明をお願いします。

事務局

こちら住宅に附属する農地指定申請につきましては、108ページに指定申請の審査表のほう、7項目つけております。こちら一つでも不適ということになりますと、原則として指定しないということになりますけれども、(1)番につきましては、その前の所有者につきましては同じ所有者でありますので、こちらは該当してくるものでございます。こちら申請の土地につきましては所有権の移転の妨げとなる権利も設定されていないため、適当ということでございます。(3)番についても設定等ございません。住宅とすぐ目の前でありまして、(4)についても該当してきております。(5)につきましても20アール以内の農地でありますので、該当してきます。(6)番、こちら調査部会のほうで現地のほうを見ていただいたときに、全部または一部が遊休農地である状態であるということで確認いただいておりますので適しておると。(7)番につきましても、こちら集落の一番上の住宅のようでございますし、報告にもありましたとおり、近辺の方が利用しては適切にできるのではないかという意見もございましたので、適当であるということです。

こちらの審査表からいきますと、指定相当というものでございます。以上でございます。

議長

それでは、採決に移ります。

指定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員ですね。

議長

これで全ての議事が終了しました。
その他のほうに移ります。

事務局

御審議のほどありがとうございました。
それでは、議案以外の部分としまして、議案書の112ページにつきましてはあっせん申出の取下げがっておりますので報告として上げております。
次の113ページにつきましては、経営改善計画の認定を行った前月分でございますので、御一読いただければと思っております。
それでは、議案書のほう、1ページのほうに戻っていただきまして、
(3) 今後の予定でございます。

【資料に基づき説明】

今後の予定については以上でございます。
それでは、その他の事項もございませんので、閉会の挨拶に入りたいと思います。
閉会の挨拶を平野副会長よりお願いいたします。

副会長

今年度最後の総会の審議が全員参加ということでできまして、ありがとうございます。また、今日はいろんな意見も出ました、慎重審議ができたと思います。
これをもちまして、第37回糸島市農業委員会総会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

令和4年3月10日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

1 5 番 奥 功

1 6 番 東 司 時 隆

